

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局) 第六条 「略」 「2・3 略」 4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 「一〇三 略」 四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。） （以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） 「(1)〇(5) 略」 (6) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに 一〇MHzの整数倍を加えたもの 「(7) 略」 「五〇十一 略」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 「(1)〇(12) 略」 「(13)〇〃 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」 「(14)〇〃 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」 「(15)〇(21)〃 略」 「三〇十二 略」</p>	<p>(免許を要しない無線局) 第六条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 「一〇三 同上」 四 「同上」 「(1)〇(5) 同上」 (6) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇GHz若しくは二七・〇GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの 「(7) 同上」 「五〇十一 同上」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 「(1)〇(12) 同上」 「新設」 「新設」 「(13)〇(19)〃 同上」 「三〇十二 同上」</p>
<p>備考 表中の「〃」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節の四の五 略〕</p> <p>第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十一）</p> <p>第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二）</p> <p>〔第四節の五～第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>〔一～四の六 略〕</p> <p>四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。</p> <p>〔五～十四 略〕</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第四節の四の五 同上〕</p> <p>第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十一）</p> <p>〔第四節の五～第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一～四の六 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五～十四 同上〕</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 〔同上〕</p>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 194 422 817" rowspan="2">送 信 設 備</td> <td data-bbox="276 817 422 963">許 容 偏 差</td> <td data-bbox="276 963 422 1126">上 限 (パ ー セ ン ト)</td> <td data-bbox="276 963 422 1126">下 限 (パ ー セ ン ト)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 817 422 963">〔略〕</td> <td data-bbox="276 817 422 963">〔略〕</td> <td data-bbox="276 817 422 963">〔略〕</td> </tr> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 1126 422 1747" rowspan="2">送 信 設 備</td> <td data-bbox="276 1747 422 1892">許 容 偏 差</td> <td data-bbox="276 1892 422 2060">上 限 (パ ー セ ン ト)</td> <td data-bbox="276 1892 422 2060">下 限 (パ ー セ ン ト)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1747 422 1892">〔同上〕</td> <td data-bbox="276 1747 422 1892">〔同上〕</td> <td data-bbox="276 1747 422 1892">〔同上〕</td> </tr> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
送 信 設 備		許 容 偏 差	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)											
	〔略〕	〔略〕	〔略〕												
送 信 設 備	許 容 偏 差	上 限 (パ ー セ ン ト)	下 限 (パ ー セ ン ト)												
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕												
<p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 略</p> <p>（三） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送</p>	<p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>（三） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送</p>														

<p>信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>〔七〇十二 略〕</p>	<p>十三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>〔十四・十五 略〕</p> <p>十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <table border="1" data-bbox="148 483 619 1111"> <tr> <td data-bbox="619 483 651 1111">〔略〕</td> <td data-bbox="395 483 619 1111">第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの</td> <td data-bbox="252 483 395 1111">第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの</td> <td data-bbox="148 483 252 1111">第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 819 906 1111">〔略〕</td> <td data-bbox="395 819 619 1111">一〇〇</td> <td data-bbox="252 819 395 1111">一〇〇</td> <td data-bbox="148 819 252 1111">七九</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 965 906 1111">〔略〕</td> <td data-bbox="395 965 619 1111">五〇</td> <td data-bbox="252 965 395 1111">五六</td> <td data-bbox="148 965 252 1111">七九</td> </tr> </table>	〔略〕	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	〔略〕	一〇〇	一〇〇	七九	〔略〕	五〇	五六	七九
〔略〕	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備											
〔略〕	一〇〇	一〇〇	七九											
〔略〕	五〇	五六	七九											

<p>信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一）、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>〔七〇十二 同上〕</p>	<p>十三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局</p> <p>〔十四・十五 同上〕</p> <p>十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備</p> <table border="1" data-bbox="148 1422 619 2049"> <tr> <td data-bbox="619 1422 651 2049">〔同上〕</td> <td data-bbox="395 1422 619 2049">次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 (二) 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分</td> <td data-bbox="252 1422 395 2049">八七</td> <td data-bbox="148 1422 252 2049">七九</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1760 906 2049">〔同上〕</td> <td data-bbox="395 1760 619 2049"></td> <td data-bbox="252 1760 395 2049"></td> <td data-bbox="148 1760 252 2049"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1906 906 2049">〔同上〕</td> <td data-bbox="395 1906 619 2049"></td> <td data-bbox="252 1906 395 2049"></td> <td data-bbox="148 1906 252 2049"></td> </tr> </table>	〔同上〕	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 (二) 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分	八七	七九	〔同上〕				〔同上〕			
〔同上〕	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備 (二) 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分	八七	七九											
〔同上〕														
〔同上〕														

	<p>第四十九條の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	二二四	七〇
<p>十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九條の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備</p> <p>(二) 第四十九條の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備</p>	八七	七九
<p>十八 [略]</p>	<p>その他の無線局の送信設備</p>	八七	四七
<p>十九 [略]</p>	<p>[略]</p>	[略]	[略]

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 [略]

	<p>割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備</p>	八七	四七
<p>十七 [同上]</p>	<p>[同上]</p>	[同上]	[同上]
<p>十八 [同上]</p>	<p>[同上]</p>	[同上]	[同上]
<p>十九 [同上]</p>	<p>[同上]</p>	[同上]	[同上]

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 [同上]

〔257 略〕

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに三・六GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下又は二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）があり、複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナ（以下「アクティブフェーズドアンテナ」という。）を使用しない受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	空中線端子があり、アクティブフェーズドアンテナを使用する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で次に掲げる式による値以下の値 $-57 + 10 \log_{10} N$ (デシベル) Nは一つの搬送波を構成する

〔257 同上〕

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

基地局	無線局の種類別	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	副次的に発する電波の限度 任意の一〇〇kHz幅で(一)五	陸上移動局		空中線端子のない受信装置		イ 一、〇〇〇MHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満	任意の一MHz幅で(一)三三・八デシベル以下の値	無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この表において同じ。))
注	基地局においては、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、五六〇MHz以上四、一四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、四六〇MHz以上四、九四〇MHz以下を除く。									
十一	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置									

[新設]

陸上移動局	イ	一、〇〇〇 MHz 以上 一・七五 GHz 未満	四・五デシベル以下の値
	ウ	一・二・七五 GHz 以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一MHz幅で(一) 三六デシベル以下の値
	ア	六 GHz 以上 二〇 GHz 以下	任意の一MHz幅で(一) 三六・八デシベル以下の値
	イ	二〇 GHz を超え 四〇 GHz 以下	任意の一MHz幅で(一) 二九・八デシベル以下の値
	ウ	四〇 GHz を超え使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一MHz幅で(一) 一三・九デシベル以下の値

注 基地局においては、周波数帯から二五・五GHz以上三一GHz以下を除く。

〔9〕31 略

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ロ 略

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕ロ 略

〔9〕31 同上

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九条の六の九 〔同上〕

〔表同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

Ⅱ (ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

2 前項の陸上移動局の無線設備(第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

- 【二略】
- 三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

- 【四略】
- 五 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

【六略】

【新設】

【ト 同上】

【二 同上】

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

- 【二 同上】
- 三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

- 【四 同上】
- 五 空中線電力(キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

【六 同上】

〔3〕6 略

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ロ 略

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕ロ 略

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔ト〕略

〔一〕略

〔2〕略

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二〕略

〔3〕6 同上

第四十九条の六の十 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キヤリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

(1) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔新設〕

〔ト〕同上

〔二〕同上

〔2〕同上

〔同上〕

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キヤリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二〕同上

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔五・六 略〕
〔4 5 6 略〕

〔第四節の四の六 略〕

第四節の四の七

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

〔五・六 同上〕
〔4 5 6 同上〕

〔第四節の四の六 同上〕

〔新設〕

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ 1. キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合

するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
一〇	九・三七五	(一) 四八・二
一五	一四・二三五	(一) 四八・二

二〇	一九・〇九五	(一) 四八・二
四〇	三八・八九五	(二) 四八・二
五〇	四八・六一五	(一) 四八・二
六〇	五八・三五	(一) 四八・二
八〇	七八・一五	(一) 四八・二
九〇	八八・二三	(一) 四八・二
一〇〇	九八・三一	(一) 四八・二

2| シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役割に係る区域であつて、当該役割を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合に行

う場合にあっては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであって、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は、二〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (ミリワットを〇デシベルとする。))
五〇	四七・五二	(一)一三・六
一〇〇	九五・〇四	(一)一〇・六
二〇〇	一九〇・〇八	(一)七・六
四〇〇	三八〇・一六	(一)四・六

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

【一〇五 略】

六 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

【イ・ロ 略】

ハ 無線チャンネルは、単位無線チャンネル(搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものである無線チャンネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。)を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。

ニ 同時に使用する単位無線チャンネルの最大数は、三であること。

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
第四十九条の二十 【同上】

【一〇五 同上】

六 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波であつて二七・〇GHz若しくは二七・〇GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

【イ・ロ 同上】

ハ 無線チャンネルは、単位無線チャンネル(搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇GHz若しくは二七・〇GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものである無線チャンネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。)を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。

ニ 同時に使用する単位無線チャンネルの最大数は、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波を使用するときは三であり、二七・〇GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波を使用するときは六であること。

ホ 二以上の単位無線チャンネルを一の無線チャンネルとして使用するときの搬送波の周波数は、一の無線チャンネルとして使用する単位無線チャンネルの数に応じて、次のいずれかであること。

(1) 奇数個の単位無線チャンネルを一の無線チャンネルとして使用するときは、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

(2) 偶数個の単位無線チャンネルを一の無線チャンネルとして使用するときは、二四・七八GHz以上二五・二二GHz以下の周波数であつて二四・七八GHz又は二四・七八GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

〔へ〕チ 略〕

リ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

(1) へ(1)に規定する変調方式を使用するものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

〔2〕 略〕

〔ヌ〕ル 略〕

ヲ 送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ワ 〔1〕の送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360 / \Delta \text{度}$$

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線

ホ 〔同上〕

(1) 奇数個の単位無線チャンネルを一の無線チャンネルとして使用するときは、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

(2) 偶数個の単位無線チャンネルを一の無線チャンネルとして使用するときは、二四・七八GHz以上二五・二二GHz以下の周波数であつて二四・七八GHz若しくは二四・七八GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇三GHz以上二七・四五GHz以下の周波数であつて二七・〇三GHz若しくは二七・〇三GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

〔へ〕チ 同上〕

リ 〔同上〕

(1) へ(1)に規定する変調方式を使用するものは、同時に使用する単位無線チャンネルの数に応じて、次のいずれかであること。

(一) 単位無線チャンネルの数が三以下であるものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(二) 単位無線チャンネルの数が四以上であるものは、平均電力が一〇ミリワット以下であること。

〔2〕 同上〕

〔ヌ〕ル 同上〕

ヲ 送信空中線の利得は、次のいずれかであること。

(1) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

(2) 二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得二・一四デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット（同時に四以上の単位無線チャンネルを使用するものにあつては、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの空中線に平均電力が一〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ワ 〔1〕の送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360 / \Delta \text{度}$$

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線

に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ 搬送波の周波数から20MHz離れた周波数及び40MHz以上離れた単位無線チャネルの搬送波の周波数（二以上の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するものにあつては、次の式により求められる値の周波数）の（±）9MHzの帯域内に放射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値であること。ただし、次の表の周波数帯においては、1MHzの帯域幅における等価平方輻射電力が、次の表の値であること。

20+10(n-1)MHz及び40+10(n-1)MHz以上
nは、同時に使用する単位無線チャネルの数とする。

周波数帯	1MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
二四・七〇五GHz以上二四・七四GHz未満及び二五・二六GHzを超え二五・二九五GHz以下	一マイクロワット以下
二四・七四GHz以上二四・七五GHz未満及び二五・二五GHzを超え二五・二六GHz以下	一六マイクロワット以下

【ヨ 略】

【七 略】

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）
第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

【イ〜ニ 略】

ホ 送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地

に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ 【同上】

【同左】

周波数帯	1MHzの帯域幅における等価平方輻射電力
二四・七〇五GHz以上二四・七四GHz未満、二五・二六GHzを超え二五・二九五GHz以下、二六・九五五GHz以上二六・九九GHz未満及び二七・四九GHzを超え二七・五二五GHz以下	一マイクロワット以下
二四・七四GHz以上二四・七五GHz未満、二五・二五GHzを超え二五・二六GHz以下、二六・九九GHz以上二七GHz未満及び二七・四八GHzを超え二七・四九GHz以下	一六マイクロワット以下

【ヨ 同上】

【七 同上】

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）
第四十九条の二十九 【同上】

一 【同上】

【イ〜ニ 同上】

ホ 送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線

局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限るものとする。

(1) 基地局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔一〕 略

〔二〕 略

〔2〕 略

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕 略

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五〕 略

〔4〕 8 略

通信を行う基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局を含む。)の間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

〔一〕 同上

〔二〕 同上

〔2〕 同上

〔同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一〕 同上

三 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、〇・二ワット以下であること。

〔四・五〕 同上

〔4〕 8 同上

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

【表略】

【注1～30 略】

- 31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

【ア～ク 略】

ケ シンクルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第1項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする

。）。

【ア） 基地局

- A 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この別表において同じ。）がありアクテナイプフェーズドアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超えるもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線端子がありアクテナイプフェーズドアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線端子があり、アクテナイプフェーズドアンテナを使用するものであつて、空中線電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル（1mWを0デシベルとする。また、 N は、1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。）を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

D 空中線端子があり、アクテナイプフェーズドアンテナを使用するものであつて、空中線電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル（1mWを0デシベルとする。また、 N は、1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。）以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

【イ） 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ロ シンクルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第2項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ f は、送信周波数（単位Hz）とする

。）。

【ア） 基地局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

【イ） 陸上移動局 $(0.105 \times f \times 10^{-6})$ Hz

【(2)～(22) 略】

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

【表同左】

【注1～30 同左】

31 【同左】

(1) 【同左】

【ア～ク 同左】

【新設】

【新設】

【(2)～(22) 同左】

[32～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第11 略]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シンプレキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシンプレキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 略]

6 シンプレキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備

ア	チャネル間隔が10MHzのもの	10MHz
イ	チャネル間隔が15MHzのもの	15MHz
ウ	チャネル間隔が20MHzのもの	20MHz
エ	チャネル間隔が30MHzのもの	30MHz
オ	チャネル間隔が40MHzのもの	40MHz
カ	チャネル間隔が50MHzのもの	50MHz
キ	チャネル間隔が60MHzのもの	60MHz
ク	チャネル間隔が70MHzのもの	70MHz
ケ	チャネル間隔が80MHzのもの	80MHz
コ	チャネル間隔が90MHzのもの	90MHz
サ	チャネル間隔が100MHzのもの	100MHz

(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

ア	チャネル間隔が10MHzのもの	10MHz
イ	チャネル間隔が15MHzのもの	15MHz
ウ	チャネル間隔が20MHzのもの	20MHz

[32～57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第11 同左]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シンプレキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～5 同左]

[新設]

エ チヤネル間隔が40MHzのもの 40MHz
オ チヤネル間隔が50MHzのもの 50MHz
カ チヤネル間隔が60MHzのもの 60MHz
キ チヤネル間隔が80MHzのもの 80MHz
ク チヤネル間隔が90MHzのもの 90MHz
ケ チヤネル間隔が100MHzのもの 100MHz
コ キヤリアアグリーゼーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値
サ キヤリアアグリーゼーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチヤネル間隔に応じてアからケまでに定める値

(3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

ア チヤネル間隔が50MHzのもの 50MHz
イ チヤネル間隔が100MHzのもの 100MHz
ウ チヤネル間隔が200MHzのもの 200MHz
エ チヤネル間隔が400MHzのもの 400MHz
オ 陸上移動局の無線設備であつて、キヤリアアグリーゼーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局の無線設備であつて、キヤリアアグリーゼーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチヤネル間隔に応じてアからエまでに定める値

【第13～第29 略】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1～3 略】

4 24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの $18+20(n-1)$ MHz

注 nは、一の無線チヤネルとして同時に使用する単位無線チヤネルの数とする。

【5 略】

【第31～第74 略】

別表第三号(第7条関係)

【1～16 略】

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

【(1)・(2) 略】

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波

【第13～第29 同左】

第30 【同左】

【1～3 同左】

4 24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの $18+20(n-1)$ MHz

注 nは、一の無線チヤネルとして同時に使用する単位無線チヤネルの数とする。

【5 同左】

【第31～第74 同左】

別表第三号(第7条関係)

【1～16 同左】

17 【同左】

【(1)・(2) 同左】

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波

数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[18～29 略]

30 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

[31～63 略]

数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[18～29 同左]

30 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超え26.955GHz未満及び27.525GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

[31～63 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

【ヤ・ハ 罫】
【1・川 罫】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

【注1・2 略】

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

【(1) 略】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

【(3) 略】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで若しくは第11号の30に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからエまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～ク 略】

ク 3.6GHzを超え4.1GHz以下の周波数帯

ニ 4.5GHzを超え4.9GHz以下の周波数帯

【(5)・(6) 略】

【4～12 略】

【第二～第六 略】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号☒及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表

【ヤ・ハ 罫】
【1・川 罫】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 【同左】

【様式同左】

【注1・2 同左】

3 【同左】

【(1) 同左】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

【(3) 同左】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからエまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～ク 同左】

【新設】

【新設】

【(5)・(6) 同左】

【4～12 同左】

【第二～第六 同左】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号☒及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	Q U
第2条第1項第11号の29に掲げる無線設備	D R
第2条第1項第11号の30に掲げる無線設備	E R
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	F R
〔略〕	〔略〕

〔5 略〕

特定無線設備の種類別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	Q U
〔同左〕	〔同左〕

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十九又は第五十条の三に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。